

計算書類に対する注記(法人全体用)

- 1 継続事業の前提に関する注記
該当なし
- 2 重要な会計方針
 - (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては、定額法によっています。
 - ② リース資産
 - a) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
固定資産に適用している減価償却方法と同一の方法によっています。
 - b) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
なお、所有権移転外ファイナンスリース取引のうち、支払総額300万円以下のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっています。
 - (2) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
職員の退職金の支給に備えるため、山梨県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき当事業年度末における事業主負担掛金累計相当額を計上しています。
 - ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり、賞与引当金として計上しています。
 - (3) 棚卸資産の評価方法
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっています。
 - (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。
 - (5) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転以外ファイナンスリース
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しています。
- 3 重要な会計方針の変更
該当なし
- 4 法人で採用する退職給付制度
 - ① 山梨県社会福祉協議会の実施する山梨県民間社会福祉事業従事者退職手当等共済制度を採用しています。
 - ② 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度を採用していません。
- 5 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分
 - ・ 当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっています。
 - (1) 法人全体の計算書類(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
 - (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
当法人では社会福祉事業のみ実施しているため作成を省略しています。
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
 - (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
当法人では公益事業を実施していないため作成していません。
 - (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
当法人では収益事業を実施していないため作成していません。
 - ・ 各拠点区分におけるサービス区分の内容は以下のとおりとなっています。
 - ア よこぎ荘拠点(社会福祉事業)
 - 「特別養護老人ホームよこぎ荘」
 - 「老人短期入所事業よこぎ荘」
 - 「老人デイサービス事業よこぎ荘」
 - 「居宅介護支援事業よこぎ荘」
 - 「本部」
 - イ よこぎの郷拠点(社会福祉事業)
 - 「特別養護老人ホームよこぎの郷」
- 6 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。
 - ・ 当期減少額は減価償却額です。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	150,000,000	0	0	150,000,000
建物	487,694,717	0	26,437,369	461,257,348
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	637,694,717	0	26,437,369	611,257,348

- 7 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
 介護ロボット処分に伴い国庫補助金等特別積立金374,663円を取崩した。
 * 取崩の金額は事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金取崩額(除去)と同額

- 8 担保に供している資産
 該当なし

- 9 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。
 (単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	150,000,000	0	150,000,000
建物(基本財産)	1,110,847,864	649,590,516	461,257,348
土地(その他の固定資産)	0	0	0
建物(その他の固定資産)	17,248,493	8,584,226	8,664,267
構築物	45,088,991	42,543,803	2,545,188
機械及び装置	16,785,843	16,785,835	8
車輛運搬具	26,373,980	23,094,427	3,279,553
器具及び備品	52,054,618	38,345,074	13,709,544
有形リース資産	0	0	0
合計	1,418,399,789	778,943,881	639,455,908

- 10 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 該当なし

- 11 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 該当なし

- 12 関連当事者との取引の内容
 該当なし

- 13 重要な偶発債務
 該当なし

- 14 重要な後発事象
 該当なし

- 15 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産
 の状態を明らかにするために必要な事項
 該当なし

計算書類に対する注記(よこぎ荘拠点区分用)

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成9年4月1日以降に取得したものについては、定額法によっています。

③リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

固定資産に適用している減価償却方法と同一の方法によっています。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

・なお、所有権移転外ファイナンスリース取引のうち、支払総額300万円以下のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっています。

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員の退職金の支給に備えるため、山梨県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき当事業年度末における事業主負担掛金累計相当額を計上しています。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり、賞与引当金として計上しています。

(3) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっています。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

(5) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転以外ファイナンスリース

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しています。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 採用する退職給付制度

①独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度を採用しています。

②山梨県社会福祉協議会の実施する山梨県民間社会福祉事業従事者退職手当等共済制度を採用しています。

4 拠点が作成する計算書類とサービス区分

・当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりとなっています。

(1)よこぎ荘拠点区分計算書類(第1号の4様式・第2号の4様式・第3号の4様式)

(2)拠点区分事業活動明細書{会計基準別紙3(⑪)}

①特別養護老人ホームよこぎ荘

②短期入所生活介護事業よこぎ荘

③通所介護事業よこぎ荘

④居宅介護支援事業よこぎ荘

④本部

(3)拠点区分資金収支明細書{会計基準別紙3(⑩)}

作成を省略しています。

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

・当期減少額は減価償却です。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	150,000,000	0	0	150,000,000
建物	268,076,134	0	14,302,280	253,773,854
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	418,076,134	0	14,302,280	403,773,854

- 6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
介護ロボット処分に伴い国庫補助金等特別積立金374,663円を取崩した。
* 取崩の金額は事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金取崩額(除去)と同額

- 7 担保に供している資産
該当なし

- 8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	150,000,000	0	150,000,000
建物(基本財産)	768,890,000	515,116,146	253,773,854
土地(その他の固定資産)	0	0	0
建物(その他の固定資産)	17,248,493	8,584,226	8,664,267
構築物	35,728,330	35,728,326	4
機械及び装置	6,682,743	6,682,738	5
車輛運搬具	23,014,360	21,273,073	1,741,287
器具及び備品	43,227,846	29,749,314	13,478,532
有形リース資産	0	0	0
合計	1,044,791,772	617,133,823	427,657,949

- 9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

- 10 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

- 11 重要な偶発債務
該当なし

- 12 その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記(よこぶきの郷拠点区分用)

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては、定額法によっています。

②リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
固定資産に適用している減価償却方法と同一の方法によっています。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
- ・なお、所有権移転以外ファイナンスリース取引のうち、支払総額300万円以下のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっています。

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員の退職金の支給に備えるため、山梨県社会福祉協議会の退職共済制度に基づき当事業年度末における事業主負担掛金累計相当額を計上しています。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり、賞与引当金として計上しています。

(3) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっています。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(5) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転以外ファイナンスリース

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しています。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 採用する退職給付制度

①山梨県社会福祉協議会の実施する山梨県民間社会福祉事業従事者退職手当等共済制度を採用しています。

4 拠点が作成する計算書類とサービス区分

・当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりとなっています。

(1)よこぶきの郷拠点区分計算書類(第1号の4様式・第2号の4様式・第3号の4様式)

(2)拠点区分事業活動明細書{会計基準別紙3(⑩)}

①よこぶきの郷

サービス区分が一つなので作成を省略しています。

(3)拠点区分資金収支明細書{会計基準別紙3(⑩)}

作成を省略しています。

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

・当期減少額は減価償却費です。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	219,618,583	0	12,135,089	207,483,494
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	219,618,583	0	12,135,089	207,483,494

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	0	0	0
建物(基本財産)	341,957,864	134,474,370	207,483,494
土地(その他の固定資産)	0	0	0
建物(その他の固定資産)	0	0	0
構築物	9,360,661	6,815,477	2,545,184
機械及び装置	10,103,100	10,103,097	3
車輛運搬具	3,359,620	1,821,354	1,538,266
器具及び備品	8,826,772	8,595,760	231,012
有形リース資産	0	0	0
合計	373,608,017	161,810,058	211,797,959

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 重要な偶発債務

該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし